

第1編

基本構想

第1部 総論



第1章 第6次総合計画策定の趣旨



第1節 策定の趣旨

本町では、平成24（2012）年3月に、「水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち」をまちの将来像とする第5次弟子屈町総合計画を策定し、これまでの本町の発展を基礎として、より飛躍していくことを目指し、特色を活かしたまちづくりを住民一丸となって推進してきました。

この将来像（コンセプト）は

1. 「水」と「森」に代表される豊かな自然環境を守っていくことが弟子屈町の基本姿勢であること
2. 「活力あふれる自立したまち」に向けて、各種産業の振興や育成、起業支援など雇用の創出と循環型社会の構築に重点をおくこと
3. これらの実現に向けて、全ては「人」が重要であり、「人」を育て「人」が関わりあうことで水も森もそして「人」も輝くものであること

の3点を表現したものであり、将来像（コンセプト）の理念を実現していくことによって住民が自信を持って誰もが自慢し誇れるまちとなることを目指してきました。

この考えに基づき本町は、多くの住民が活躍できる環境が醸成されてきましたが、この「第5次弟子屈町総合計画」が令和3（2021）年度をもって計画期間が終了するため、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度を計画期間とした「第6次弟子屈町総合計画」を策定するものとします。

「第6次弟子屈町総合計画」では「第5次弟子屈町総合計画」で得られた成果を踏まえ、新たな本町を創出するための行政運営における最上位の計画として策定するものとします。

なお、人口減少が進む中、本町ではその克服と地方創生を目的として第1期「てしかがまち・ひと・しごと創生戦略」を「第5次弟子屈町総合計画」と並行して推進してきましたが、第1期「てしかがまち・ひと・しごと創生戦略」も令和3（2021）年度をもって計画期間が終了することから、第2期創生戦略を「第6次弟子屈町総合計画」における重点プロジェクトとして総合計画の前期基本計画に位置付け、両計画を一体的に策定するものとします。

第 2 節 計画の位置付け

「第 6 次弟子屈町総合計画」は、弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例に基づく、これからの弟子屈町の総合的かつ計画的なまちづくり計画であり、本町が策定する計画の最上位に位置するものです。(弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例第 3 条)

この計画には、8 年間の長期的視点に立ち、本町の目指す「まちの将来像」としてのまちづくりの基本的方向や、行財政運営の指針などを示しています。(弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例第 4 条)

弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例（抜粋）

（平成 23 年 弟子屈町条例第 18 号）

（総合計画の位置付け）

第 3 条 総合計画は、政策、施策及び事務事業（以下「政策等」という。）を網羅した総合的かつ計画的なまちづくり計画として、本町が策定する計画の最上位に位置するものとする。

（総合計画策定の目的）

第 4 条 総合計画は、まちづくりの基本的方向を示すとともに、まちづくりにおける町民の行動の指針及び町の機関の行財政運営の指針等を示すことを目的として策定する。

（総合計画の構成及び期間）

第 5 条 総合計画は、基本構想、実行計画及び事務事業計画で構成し、各々の期間は、その策定の際に町長が定める。

（総合計画策定の手順）

第 6 条 町長は、総合計画を策定するときには、町民参加の手続きをとらなければならない。

2 町長は、総合計画のうち、基本構想を策定及び改定するときには、議会の議決を経なければならない。

（総合計画策定の組織）

第 7 条 町長は、総合計画策定に関する意見を求めるための組織として、町民が参加する弟子屈町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 町長は、総合計画策定を円滑に進めるため、策定事務を行う組織を設置する。

3 町長は、審議会と別に町民からの意見を聞く組織を設置することができる。

4 前 3 項の組織及びその運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

第3節 計画の基本姿勢

「第6次弟子屈町総合計画」は、次の事項を基本姿勢とします。

①第5次基本構想の将来像を継承した計画

第5次総合計画の基本構想で定めた将来像「水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち」は、20～30年後の将来を見据え、多くの住民の参画のもと策定したものであり、その根幹となる考え方は大きく揺らぐものではありません。そのため第6次総合計画においては、社会・経済情勢の変化をとらえながらも、第5次総合計画で示した将来像の根幹となる考え方を継承する計画とします。

また、住民の普遍的な希望である「豊かさ」や「幸せ」を感じることができるよう、具体的な将来像を示し、その実現のための施策や事務事業などを進める計画とします。

更に、施策については、それぞれの実現のための指標であるKGI*やKPI*を示すことで、事務事業をチェックし、改善に取り組むことのできる計画とします。

②成熟期に的確に対応した計画づくり

人口減少・少子高齢化の進展・公共施設の更新等、成熟社会の到来に備え、町ではこれまでも一定の取組を進めてきました。このことを踏まえ、これまでの成長を前提とした計画からより一層の転換を図り、限られた行政資源を最大限に活用し、メリハリのある行政運営を推進することを地域全体で共有できる計画とします。

③時代の変化に柔軟に対応できる計画づくり

社会・経済情勢が急速かつ大きく変化をする中で、時代の潮流や本町を取り巻く環境、多様化する住民ニーズ等を機敏かつ的確に捉え、町政に反映できるよう、時代の変化に柔軟に対応できる計画とします。

④町民参加による計画づくり

目指すべき将来の方向性を共有し、その実現に向けた協働のまちづくりを地域全体で推進するため、計画策定の段階からより多くの住民が参画し、住民と町が一体となった計画とします。

⑤実現性・実効性を確保した計画づくり

少子高齢化の影響により、社会保障関係経費が増加する一方で、町税収入は大きく伸びず、財政の硬直化が進んでおり、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。

こうした状況を改めて認識したうえで、将来における財政状況を十分に想定し、政策・施策の実現性及び事業の実効性を確保した計画とします。

⑥目標を明確にし、成果によるマネジメントが行える計画づくり

厳しい財政状況において、何を目的に何を目標にするのかを明確にし、成果や結果にコミットすることを重視した行政運営を推進することができるとする計画とします。

* KGI Key Goal Indicatorの略。「重要目標達成指標」と訳され、最終的に達成すべき目標を表す指標のことをいう。

* KPI Key Performance Indicatorの略。「重要業績評価指標」と訳され、目標達成に必要なプロセスを具体化するための指標のことをいう。

第2章 第6次総合計画の構成と期間



第1節 構成

弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例第5条において「総合計画は、基本構想、実行計画及び事務事業計画で構成し、各々の期間は、その策定の際に町長が定める。」としており、第6次弟子屈町総合計画においては、その構成を3層構造とします。

また、並行して推進する第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略は、第6次総合計画の重点プロジェクトとして位置付け、構成するものとします。

基本構想

本町の目指すべきまちづくりの基本理念と将来像、将来指標、土地利用の方向性、まちづくりの基本目標と施策の大綱等を長期的視点で示すものです。

基本構想の期間は全体で8年間とします。

実行計画

基本構想で目指すまちづくりの実現に向け、まちづくりの基本目標に対応して設定する政策ごとに、目指す姿、施策等の取組内容を中期的視点で示すとともに、取組の進捗を把握する指標を設定します。

計画期間を前期4年間と後期4年間に分け、前期が終了する中間時点で見直しを行います。

なお、計画を先導する重点的な施策及び事業を重点プロジェクトとして、実行計画の冒頭に示しています。

事務事業計画

2年間の短期的視点で、施策を実現するための具体的な手段や手法である事務事業を示すとともに、毎年度見直し(ローリング)を行います。(ローリング方式*による2年計画)

基本構想

- 基本理念、将来像
- 将来指標
- 土地利用の方向性
- 基本目標
- 施策の大綱 等

実行計画

- 重点プロジェクト (=創生戦略)
- 政策
 - ・取組の方針
 - ・目指す姿
 - ・施策
 - ・指標
 - ・主な推進事業 等

事務事業計画

- 事務事業
 - ・事務事業の内容
 - ・指標
 - ・事業予算 等

*ローリング方式 ローリングとは、転がること、回転する(させる)ことの意。ローリング方式とは、毎年度、施策・事業の見直しや部分的な修正を行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐ手法。

第2節 期間

弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例第5条において「総合計画は、基本構想、実行計画及び事務事業計画で構成し、各々の期間は、その策定の際に町長が定める。」としています。

第6次弟子屈町総合計画においては、社会情勢が急激な変化することを想定し、柔軟に対応するため、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度の8か年計画とします。

第6次弟子屈町総合計画 各階層の期間

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
基本構想	基本構想							
実行計画	前期実行計画				後期実行計画			
重点PT	前期重点プロジェクト				後期重点プロジェクト			
事務事業計画	前期第1次				後期第1次			
	[継続・修正] ↓		前期第2次		[継続・修正] ↓		後期第2次	
	[継続・修正] ↓		前期第3次		[継続・修正] ↓		後期第3次	
[参考：第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略の期間]								
創生戦略	第2期計画					第3期計画（予定）		

第3節 マネジメントサイクルによる行政評価と進行管理の推進

本町の目指す「将来像」を実現するために、第6次弟子屈町総合計画を行政運営上の最上位計画として位置付け、まちづくりのロードマップ*として活用します。

このため、各年度の執行方針や行財政計画はこの計画に基づいて策定し、町の内部組織等もこの計画を達成するための組織に位置付けます。

また、第6次弟子屈町総合計画以外に行政で策定される各種の計画は、この総合計画を達成するための計画として、総合計画に記載されている内容や期間などと体系づけをして実行することとします。

① マネジメントサイクルによる行政評価の実施

PDCAサイクル（Plan：計画立案、Do：実行、Check：評価、Action：改善）による行政マネジメントを推進し、住民が現状以上に満足するための成果を提供するために、行政評価を行うものとします。

行政評価は、実行計画を評価する「施策評価」と事務事業計画を評価する「事務事業評価」を行います。

※「事務事業評価」においては、「将来像」を実現するために設定した**施策推進の手段としての事務事業を直接の評価対象**とします。

（行政運営上行っている経常的、恒常的な事務事業は「事務事業評価」の対象から除くものとします。）

② 進行管理の実施

PDCAサイクルはその性格上、「Check：評価」と「Action：改善」を各年度末から新年度初頭に行わざるを得ないことから、「改善」（*取組内容の改善、事務事業の差替等）を行うために1年間のタイムラグ*を生じることがあり、機動的な行政運営の実行を阻害する懸念があります。（次年度の実施事業は、当該年度の期間中に検討するため。）

そのため本町では、年度の期首及び期中において、施策や事務事業の進捗を適切に管理（マネジメント）するため、進行管理を行います。

事務事業のサイクルからみた年度スケジュールと、行政評価及び進行管理の連動

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
事務事業		新年度予算検討・議決				事業執行（4月～翌年3月）						
事務事業評価		Plan：計画立案				Do：実行（4月～翌年3月）						
						Check：評価				Action：改善		
進行管理		次年度 Plan に早期反映				期首確認						
		期中確認			期末（確認）							

*ロードマップ 中長期的な目標を時系列に並べてやるべきことを管理する行程表のこと。

*タイムラグ 互いに関連する事柄の間に起こる、時間のずれのこと。

第3章 本町を取り巻く環境



本町を取り巻く主な社会情勢として以下の内容を念頭に、第6次弟子屈町総合計画を推進するものとします。

①持続ある発展に向けた国内外の取組

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）への取組が世界で進んでいます。

SDGsは持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、わが国も積極的に取り組んでいます。

②地球環境の変動に対する国内外の取組

令和元（2019）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとして、平成27（2015）年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」で合意されたパリ協定が、平成28（2016）年11月4日に発効しました。

わが国も締結国となり、国際的な枠組みの下、主要排出国が排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長の両立を目指していますが、わが国の中期目標として、令和12（2030）年度の温室効果ガスの排出を平成25（2013）年度の水準から26%削減することが目標として定められました。

③感染症に対する国内外の取組

令和元（2019）年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で全世界に広がった新型コロナウイルス感染症は、世界保健機関（WHO）により「COVID-19」と名付けられました。

このウィルスは感染力が強く、直近の全世界累積感染者数は3億5,574万6,441人、累積死者数は562万5,386人（令和4（2022）年1月25日時点）となっています。

また、わが国においても、累積感染者数は222万5,051人、累積死者数は1万8,540人（令和4（2022）年1月25日時点）に上っています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済の活動は麻痺し危機的な状況に陥っている国も多く、わが国でも都道府県単位で緊急事態宣言やまん延防止が断続的に発せられ、社会や経済に多大な影響を及ぼしており、私たちの生活も脅かされています。

現在、全世界でワクチンの接種が進んでいますが、こうした中で、迅速な感染症対策と、社会経済の回復が求められています。

④ 国土強靱化に対する国内の取組

大規模な自然災害が近年発生することが増える中、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害・事故から国民の生命や財産を守る国づくりを進めるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が平成 25（2013）年 12 月に成立しました。

国では国土強靱化推進本部を設け、おおむね 5 年ごとに指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、優先順位をつけて強靱化政策を進めていますが、全域停電が起きた北海道胆振東部地震や西日本豪雨の教訓に基づき、更なる対策の強化を進めているとともに、多くの地方自治体も自らの地域の脆弱性を踏まえ、取組を進めています。

⑤ 地方創生に対する国内の取組

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国では平成 26（2014）年にまち・ひと・しごと創生法を成立（施行は平成 28（2016）年 4 月）させ、地域社会における豊かな生活、豊富な人材育成、魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進しています。

国は令和 42（2060）年に 1 億人程度の人口を維持する長期ビジョンと総合的な政策を定め、毎年見直ししながら取組を進めていますが、地方自治体も人口ビジョン及び総合戦略を定め、活力ある地域の維持に向けた取組を進めています。

⑥ デジタル社会の推進に対する国内の取組

国は平成 12（2000）年 11 月に、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）を成立させ、高度情報通信ネットワーク社会の形成を進めてきました。

その後、情報化社会の急激な進展が進む中、超スマート社会*の到来やその先の DX*（デジタル・トランスフォーメーション）社会の実現を目指して、令和 3（2021）年 5 月に「デジタル社会形成基本法」が成立しました。

この法により、国民の幸福な生活の実現、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現及び国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展に向けた、デジタル庁の創設、国や自治体のシステムの統一・標準化、マイナンバーカード*の普及促進、各種給付の迅速化やスマートフォンによる行政手続のオンライン化、民間や準公共部門のデジタル化支援等の取組を進めています。

*超スマート社会 IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す社会のこと。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより実現する。

*DX スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であり、ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。

*マイナンバーカード 本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになる IC カードのこと。

第4章 まちづくりに向けての町民意向



この計画の策定においては、行政組織での議論はもとより、住民（町民アンケート調査及びまちづくり町民会議）、中学生及び高校生（中高生アンケート調査）からの意見や経済関係団体とのヒアリングを踏まえています。（※アンケート調査結果等は、町ホームページにてご覧いただけます。）

町民アンケート調査

①調査の方法

- ◆調査地域 : 弟子屈町全域
- ◆調査対象 : 令和2年12月1日時点で、弟子屈町に居住する18歳以上の住民1,000名を住民基本台帳より無作為抽出
- ◆調査方法 : 郵送による配布・回収
- ◆調査時期 : 令和3年1月8日～令和3年1月18日

②回収状況

- ◇配布数 : 1,000票
- ◇有効回収数 : 394票
- ◇有効回収率 : 39.4%

中高生アンケート調査

①調査の方法

- ◆調査地域 : 弟子屈町全域
- ◆調査対象 : 令和2年12月1日時点で、弟子屈町の中学校と高等学校に通学する、中学生と高校生を対象
- ◆調査方法 : 教員による配布・回収
- ◆調査時期 : 令和3年1月18日～1月28日

②回収状況

- ◇配布数 : 226票 ※内訳（弟子屈中学校135人、川湯中学校15人、弟子屈高校76人）
- ◇有効回収数 : 202票
- ◇有効回収率 : 89.4%

まちづくり町民会議

①実施の概要

○町民会議委員 15 名により、住民ワークショップ形式により 3 回の開催で提言書を作成し、町長に提言を実施。

第 1 回 令和 3 年 7 月 5 日（月） 19：00～21：00

第 2 回 令和 3 年 7 月 21 日（水） 19：00～21：00

第 3 回 令和 3 年 8 月 6 日（金） 19：00～21：00

②ワークショップの実施内容

〔開催テーマと実施内容〕

第 1 回 弟子屈町の強み、弱みの整理 : 町の「伸ばすべきところ」「変えたいところ」

第 2 回 「理想の未来」を実現するためには？ : 町がこれから「やるべきこと」

第 3 回 町への提案（まとめ） : 提言書の作成 ※後日町長に提言書の提出。

経済関係団体ヒアリング

①実施の概要

○本町との関連性の高い主要経済関係団体に対し、計画策定に向けた意見のヒアリングを実施。

○ヒアリング結果については、町の関連課にフィードバック。

②ヒアリングの対象団体と実施日時

対象団体	実施日時
一般社団法人摩周湖観光協会	令和 3 年 10 月 13 日（水） 10：00～
摩周湖農業協同組合	令和 3 年 10 月 13 日（水） 16：00～
弟子屈町商工会	令和 3 年 11 月 13 日（水） 16：00～ ※リモートにより実施

③ヒアリングの内容

	ヒアリング項目
団体の概要	・会員数 ・主な活動 ・団体の抱える問題点・課題
まちづくりについて	・団体を取り巻く地域情勢 ・活かすべき（伸ばすべき）地域の資源・特性や可能性 ・計画に反映すべき点（提案等）
その他個別質問	※まちづくりを進める上で、各団体と町の共通する課題についてヒアリング

第5章 本町の課題



①人口減少の抑制

平成27（2015）年10月1日時点での本町の総人口は7,758人ですが、国立社会保障・人口問題研究所による令和27（2045）年における総人口は、4,040人、令和47（2065）年における総人口は2,252人と推計されています。

平成27（2015）年以降、本町では毎年100人を超える人口減少が続いていますが、本計画の目標年度である令和11（2029）年度においては6,000人以下となることが推計されています。

これまでの子育て支援等の取組の成果により、毎年30人前後の出生数が見られますが、人口減少の要因として、本町からの転出者が転入者を上回り続けていることがあり、魅力ある本町のポテンシャル（潜在的可能性）の活用による転出者の抑制と転入者の増加を図ることが求められます。

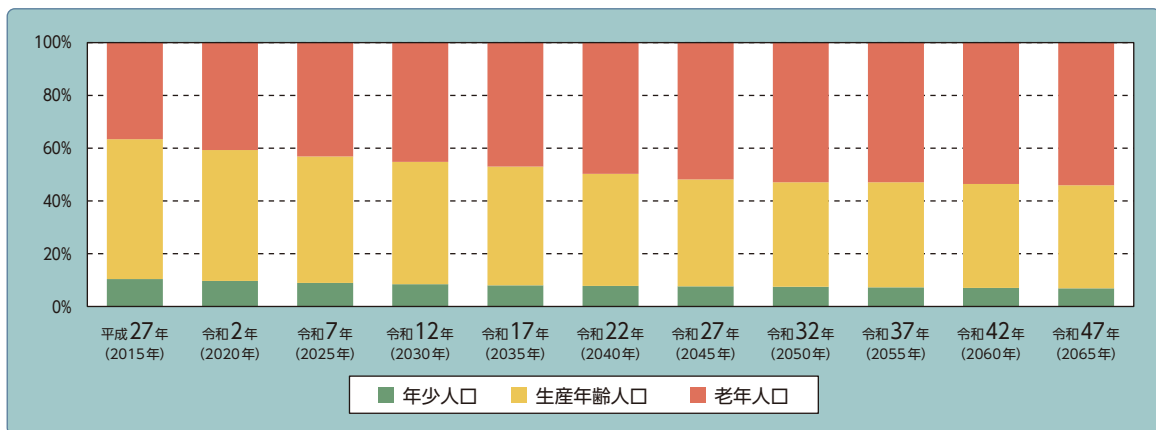
②人口構成の適正化

平成27（2015）年10月1日時点での本町の年齢3区分別人口は、年少人口（0歳～14歳）が807人（10.4%）、生産年齢人口（15歳～64歳）が4,113人（53.0%）、老年人口（65歳以上）が2,838人（36.6%）となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和27（2045）年における年少人口は309人、生産年齢人口は1,637人、老年人口は2,094人となり、令和47（2065）年における年少人口は155人、生産年齢人口は879人、老年人口は1,218人へと各階層ともに減少することが見込まれます。

特に、本町の実年齢人口の割合は昭和60（1980）年に67.3%と、昭和30年以降で最も高くなりましたが、平成27（2015）年には53.0%まで低下し、本計画の目標年度である令和11（2029）年度においては老年人口割合と拮抗することが推計されています。

年齢3区分別人口割合の推計（国立社会保障・人口問題研究所）



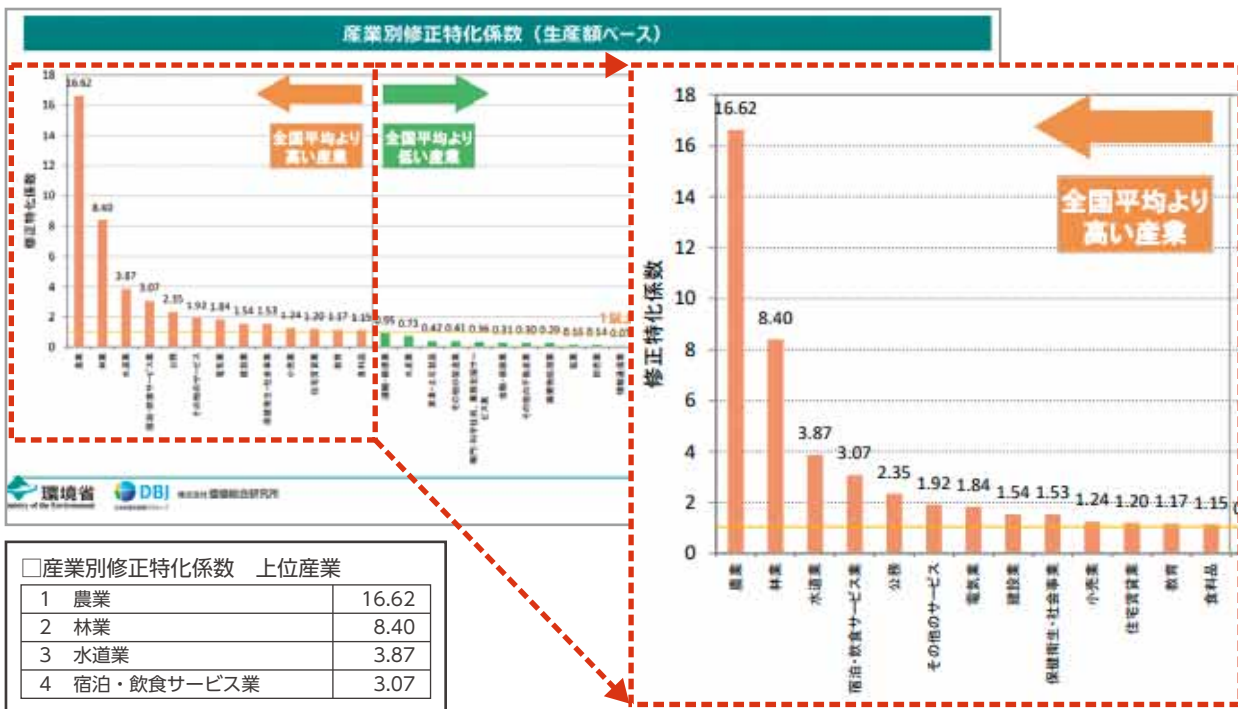
(資料：国勢調査)

生産年齢人口の減少は、本町の経済活動に必要な人手不足につながるとともに、まちづくりの担い手が減少することになるため、本町の活力を再度高めるため、生産年齢人口の増加による人口構成の適正化を図ることが求められます。

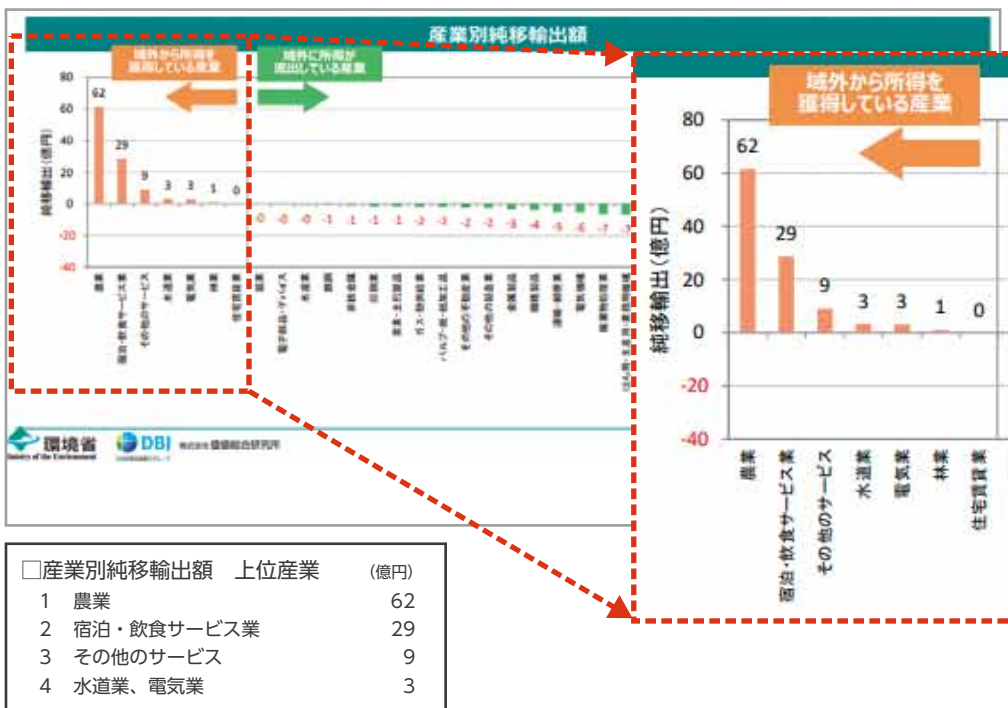
③産業経済力の強化と域内経済循環の活性化

環境省が提供する「地域経済循環分析【2015年版】」により本町の地域経済の状況を見ると、全国と比較して本町が得意としている産業は、農業、林業、水道業、宿泊・飲食サービス業、公務、その他のサービス等であり、また、域外から所得を獲得している産業は農業、宿泊・飲食サービス業、その他のサービス、水道業、電気業、林業等となっています。これらは、域内での生産額が大きい産業であり、地域で強みのある産業と評価されています。

【地域の中で得意な産業：産業別修正特化係数（生産額ベース）】



【域外から所得を獲得している産業：産業別純移輸出額】



資料：環境省「地域経済循環分析【2015年版】」ソフトに基づき、事務局作成（一部掲載）

地域が、「自分の足でしっかり立つ」ためには、地域の個性や資源等を活かして、生産や販売により域外から所得を獲得できる強みのある産業が必要ですが、これまで本町は、基幹産業のひとつである農業の強化に努めその成果も表れています。

しかしながら、本町の個性や資源等を活かした産業である川湯温泉を核とする宿泊・飲食サービス業は一時に比べ停滞しており、域外から所得を獲得できる強みのある産業として再生する必要があります。

本町の所得循環構造



資料：環境省「地域経済循環分析【2015年版】」ソフトに基づき、事務局作成（一部掲載）

また本町では、生産や販売によって得られた所得よりも、分配されている所得が多いものの、支出では産業別付加価値額（企業等の生産活動によって新たに生み出された価値）の約65%が域外への流出となっています。

更に、町外からの投資が産業別付加価値額の約2割に止まっている一方、投資の流出率は130%を超えており、非常に高い水準になっていることから、内外からの投資を呼び込んで、より良い循環を構築することが必要となっています。

そのため、依然として農業、宿泊・飲食サービス業を含む観光業は本町経済を支える産業であり、国や道との連携により更なる強化、改善を進める必要があるとともに、投資面でも魅力のある町となるよう取組を強め、町内経済循環の活性化を推進することが求められます。

④拠点地域の活性化

本町は、弟子屈地区と川湯温泉地区が「まち」を形成する拠点となっています。

弟子屈地区は、公共施設、福祉施設、商業施設、住宅地のほか、道の駅摩周温泉や公園等が集中する地区であり、住民の多くが居住する本町の中心市街地となっています。

また、古くから摩周温泉として多くの観光客が訪れ、地域経済にも大きく貢献してきた地域でもあります。中でも中心市街地は、本町の地域特性を踏まえ、将来の望ましい土地利用・都市空間の形成、中心市街地の活性化、公共施設の適切な配置等、身近な生活環境の改善に資するまちづくりの基本方針である都市計画マスタープランに基づき整備が進められてきましたが、人口減少や年代構成の変化、地域経済の低迷と中心市街地の空洞化、公共施設や民間施設の老朽化等、本町の課題の解決に向け、中心市街地を交流人口拡大による地域と観光の交流拠点となる施設等の整備を進める必要があります。

そのため、中心市街地の中心に位置し役場庁舎に近接する営林署跡地に、「弟子屈町中心市街地再構築全体構想」及び「弟子屈町中心市街地再構築基本計画」に基づき、公共施設の統廃合や集約化の視点に立ち、摩周温泉と併せ交流人口拡大による地域と観光の交流拠点となる施設等の整備を推進し、新たな地域拠点とするとともに、摩周温泉としても宿泊施設等の観光での再投資の対象となり得るよう、地域の価値を高める取組が必要です。



出典：弟子屈町中心市街地再構築基本計画（令和3年3月）、p.18

川湯温泉地区は、湯治場として発展してきましたが、宿泊客の減少により地区内の大規模ホテルも廃業や休館などが相次ぎ、宿泊地としての競争力の回復について取り組むことが急務となっています。

こうした中、国（環境省）の国立公園満喫プロジェクト*で阿寒摩周国立公園が事業地区として指定されたことから、川湯温泉街を核とし、その周辺整備を含む「川湯温泉地区景観整備構想」に基づき、川湯温泉地区の再生を強力に推進し、賑わいのある地域拠点とすることが必要です。

本町では、弟子屈地区と川湯温泉地区の2つの拠点地域を活性化することにより、まちに活力を取り戻すことが求められます。

*国立公園満喫プロジェクト 2020年の訪日外国人旅行者数を4,000万人とすることを目指して取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく10の施策のひとつ。国立公園を世界に通用する「ナショナルパーク」としてブランド化することを狙っている。

⑤国土強靱化の推進

平成25（2013）年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成26（2014）年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」本計画」という。）が閣議決定されました。策定から5年が経過した平成30（2018）年12月には「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されました。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27（2015）年3月に「北海道強靱化計画」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

東日本大震災や平成28（2016）年の豪雨災害、平成30（2018）年の胆振東部地震等の教訓に基づいた国や道の取組を踏まえ、本町では、「弟子屈町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきましたが、本町における自然災害に対する脆弱さを改めて検証し、弟子屈町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「弟子屈町強靱化計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。

本町では、住民が安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、国土強靱化を着実に推進することが求められており、未曾有の大規模自然災害にも耐えられる公共的・公益的な設備や施設の整備のみならず、住民の生命や財産を守る取組を進めることが必要です。

⑥自治体DXの推進

国（総務省）では、令和22（2040）年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方を検討し、「自治体2040構想研究会」による報告書をまとめています。

そこでは、わが国の人口は、令和22（2040）年頃には総人口が毎年100万人近く減少し、自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与えることが想定され、その対応としてどのような行政経営改革を進めるかの検討がされました。

その一つの方策として、情報システム等の標準化を行い、A I*・R P A*の導入等を含めたスマート自治体への移行による業務の効率化を図ることが報告されました。

また、令和元年（2019）年12月以降、世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済の活動は麻痺し危機的な状況に陥りましたが、これによりリモートワークなどの拡大が進み、情報化社会の構築の必要性が痛感されました。

こうしたことを受け、国では令和3（2021）年5月に「デジタル社会形成基本法」を成立させましたが、それに先立ち、各地方自治体が、情報システムの標準化、行政手続のオンライン化などについて計画的に取り組む方策を令和2（2020）年11月より検討を進め、令和2（2020）年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定・公表しました。

*A I Artificial Intelligenceの略。「人工知能」と訳され、人が実現するさまざまな知覚や知性をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

*R P A Robotic Process Automationの略。主に定型作業を、ルールエンジンやA I（人工知能）などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念と定義されている。

本町においても、住民へのサービスの効率的な提供に向けて情報システムの整備充実を進めてきましたが、本町の情報システムの標準化・共通化の検討・推進、行政手続のオンライン化の推進、AI・RPAの利用推進等の本町（本庁）のDX体制を推進するとともに、マイナンバーカードの普及促進、デジタル・ディバイド*対策の推進、テレワーク*の推進等により住民サービスの向上を進める必要があります。

また、初等中等教育においても情報化に向けた大きな流れが始まっています。国においては、教育におけるICTを基盤とした先端技術の活用により、多様な子ども達を誰一人取り残すことのない個別最適化された創造性を育む教育の実現に向け、令和元（2019）年12月に「GIGAスクール構想*」が打ち出されました。

本町においてもその取組を進めていますが、情報化の取組により都市部との教育格差の縮減につながることから、本町が進めてきた教育の充実とともに、家庭との連携による情報モラルの意識づくりを進めながら、安心して教育を任せられる取組を進める必要があります。

⑦健康づくりと医療の充実

健康寿命が世界一の長寿社会を迎える中、平成19（2007）年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されている「人生100年時代」において、人々は、「教育・仕事・老後」という3つのステージの単線型の人生ではなく、マルチステージの人生を送るようになっていわれています。

共働き世帯が増えるなど、家族の在り方も変化していくことから、100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が重要であり、スポーツや文化芸術活動・地域コミュニティ活動などに積極的に関わることも必要となっています。

そのため、今後、人口が縮減していく本町においても、人と人とのつながりを大切にし、積極的に社会参加することにより、住民の豊かさや幸せが高まる充実したまちを目指すことが必要であり、住民の一人ひとりが健康であり続けられるよう、健康づくりの一層の強化を進める必要があります。

また、安心できる医療の提供が強く求められています。

これまで本町では、町内医療機関の連携や他地域医療機関との広域連携、救急医療体制の確立に向けた取組を進めてきましたが、医師不足等の厳しい状況にある地域医療体制の維持・向上を進める必要があります。

*デジタル・ディバイド インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

*テレワーク ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。自宅を就業場所とする在宅勤務、施設に依存せず、いつでも、どこでも仕事が可能な状態なモバイルワーク、サテライトオフィス、テレワークセンター、スポットオフィス等を就業場所とする施設利用型勤務等がある。

*GIGAスクール構想 GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子ども達を誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

⑧行政サービスの充実

これまで本町では、住民サービスの向上に向け各種施策や事業を推進してきました。

令和2年度に実施した「町民アンケート調査」でも住民の総合的な満足度は上昇していますが、「今後特に必要な取り組み」として多様な住民ニーズがあり、これからも積極的な取組を進める必要があります。

| 全体：今後特に必要だとと思われる町の取り組み

